

農地中間管理事業

「農地中間管理機構」が受け皿となり、農地を借受け、まとまりのある形で利用できるように配慮したうえで、担い手に農地の貸付けを行う制度です。

- 農地を借りて、経営規模を大きくしたい
 - まとまった形で農地を借りて、経営を効率化したい
- という農業者のみなさん



- 耕作が続けることが難しくなった農地を誰かに預けたい
 - 相続した田舎の農地を誰かに耕作して欲しい
- という農地の持ち主のみなさん

是非、事業の利用をご検討ください!!



農地中間管理事業については、最寄りの地域窓口(市町村・JA)又は、下記までお問い合わせください。

農地中間管理機構 一般社団法人 岐阜県農畜産公社

岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階 TEL: 058-215-6434 FAX: 058-215-6435
Eメール gifu-kiko@gifu-notiku.com ホームページアドレス <https://nochichukan-gifu.com>

令和3年9月 (一社) 岐阜県農畜産公社作成

理事長あいさつ

平成 26 年度より農地中間管理事業に取り組み、昨年度までに約8,500haの農地をお預かりし、貸出すことができました。この実績は、多くの皆さまのご理解、ご協力によるもので、厚くお礼申し上げます。

一方、担い手等の方々による農地の借受希望は面積にして14,000haを超え、更なる農地の確保が求められています。

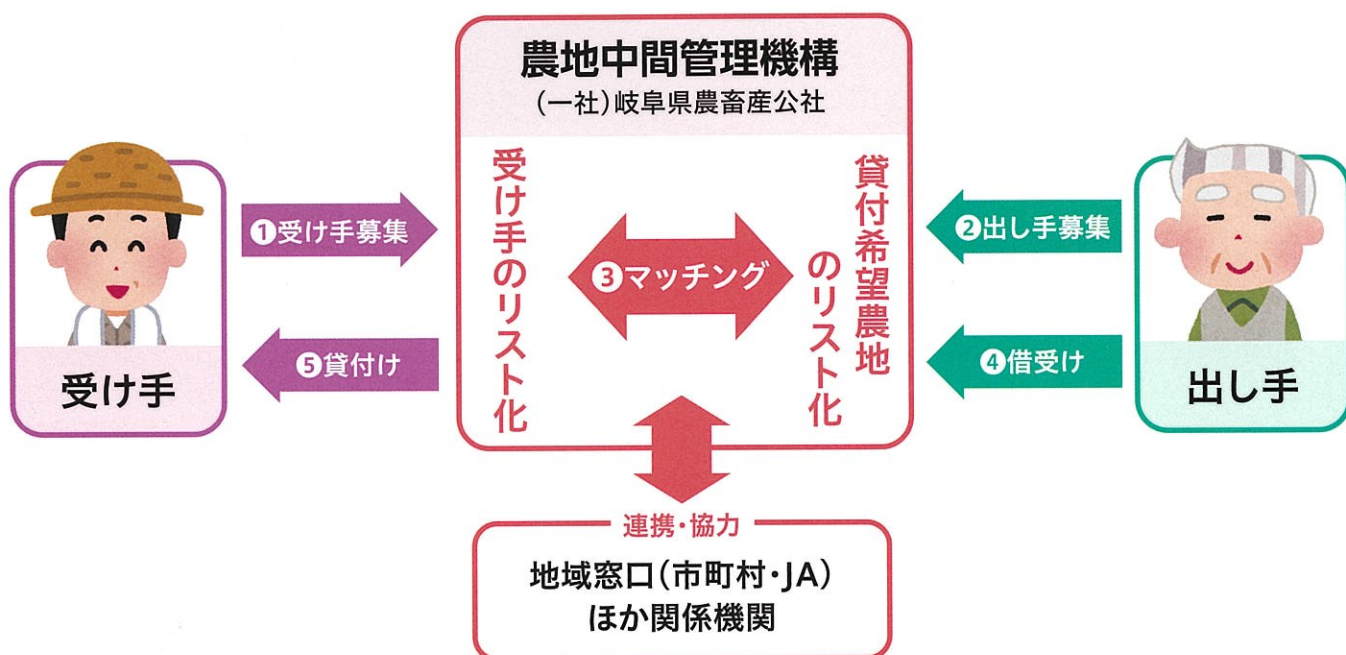
また、弊社内の「ぎふアグリチャレンジ支援センター」では、担い手確保から農地の集積・集約化までの一貫した支援を行っています。

引き続き、機構職員による事業推進活動や関係機関との連携により、一丸となって“農地利用の最適化”に向け尽力しますので、一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。



一般社団法人
岐阜県農畜産公社
理事長
宗宮 正典

農地中間管理事業の仕組み



- ① 農地の借受希望者(受け手)を募集し、受け手リストを作成します。
- ② 農地の貸付希望者(出し手)を募集し、貸付希望農地リストを作成します。
- ③ 受け手・出し手の情報をマッチングします。
- ④ 受け手への貸付けが見込める農地を借受けします。
- ⑤ 受け手がまとまりのある形で利用できるよう配慮し、貸付けます。

受け手のメリット

- ・ 出し手と個別に交渉する必要がありません。
- ・ 契約更新や賃料の支払いが一度にできます。

出し手のメリット

- ・ 受け手を探し、交渉する必要がなく、賃料のやりとりなどの手間も減らせます。
- ・ 公的な機関なので安心して農地を預けることができます。

農地中間管理事業の実施方法・基準等について

受け手(農地の借受希望者)の募集

- 募集は、地域の特徴や担い手の状況等を踏まえ設定する区域(市町村や大字など)ごとに、随時実施しています。
- 受け手の応募は、機構又は地域窓口(市町村・JA)で受付けます。
- 募集結果は、公社のホームページで公表します。(氏名、希望内容など)
→ 公表は、変更や取り下げの申し出がない限り継続されます。

出し手(農地の貸付希望者)の募集

- 受け手の応募状況等を踏まえ、出し手の募集を行います。
- 出し手の応募は、地域窓口(市町村・JA)で受付けします。(実施時期や方法は各地域で異なります。)

農地の借受基準・ルール(出し手→機構への借受け)

- 対象地域は原則、市街化区域以外の農地となります。
- 利用が困難な遊休農地や、受け手が見込まれない農地は借受けしません。
- 契約期間は、概ね10年以上が基本となりますが、希望する場合には、概ね5年まで短縮することができます。
※一部の支援措置(経営転換協力金等)については、10年以上の貸付けが要件となります。
- 農地の貸付先(受け手)の決定は、機構へ一任いただきます。
- 借受農地については「農地中間管理機構関連農地整備事業」が実施される可能性があります。

農地の貸付先の決定ルール(機構→受け手への貸付け)

- 貸付先の決定に当たっては、以下の事項に配慮するとともに、①現在経営している農地との位置関係、②借受希望条件との適合性、③地域農業の発展に資する程度などにより優先順位を付け、受け手と協議のうえ決定します。

配慮事項

- ①受け手の規模拡大又は農地集約につながる事
- ②既に効率的・安定的な経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさない事
- ③新規参入者が効率的・安定的な農業経営を目指していける事
- ④人・農地プランの内容
- ⑤利用農地の集約化を図る観点から、担い手間の利用権の交換や、集落営農(法人)への貸付けを優先すること

- 貸付農地については「農地中間管理機構関連農地整備事業」が実施される可能性があります。

賃料の設定

- 賃料は、地域の平均的な水準を基本に、受け手、出し手と協議のうえ決定します。

借受後の所有者変更

- 農地の借受後に、所有者や住所等の変更があった場合には、地域窓口(市町村・JA)までお知らせください。所定の手続きをご案内します。

農地中間管理事業に係る支援等について

機構集積協力金

【1】地域集積協力金

実質化した人・農地プランの策定地域を対象として、地域内のまとまった農地を農地中間管理機構に貸付け、担い手への農地の集積・集約化を図る場合に交付されます。

<1>集積タイプ

【交付要件】

交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積される必要があります。

担い手が不足する地域では、翌々年度までに要件達成することを条件に、申請時の当該割合が1/2に緩和されます。

【交付単価】

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4		50%超	2.8万円/10a

計算式

$$\text{機構の活用率} = \frac{\text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積}}{\text{地域の農地面積} - \text{対象期間前の貸付面積}}$$

$$\text{交付対象面積} = \text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積} - \text{貸付期間6年未満の農地面積}$$

※<1>、<2>の重複交付が可能。

【2】経営転換協力金

ひとつの作物に特化したい、リタイアするから誰かに農地を貸したい等の理由で農地中間管理機構に農地を貸付ける場合に交付されます。

【交付対象者】

- ・農業部門の減少により経営転換する農業者
- ・リタイアする農業者
- ・農地の相続人で農業経営を行わない者

【交付要件】

農地中間管理機構に対し、すべての自作地を10年以上貸付ける必要があります。

※農業振興地域外の自作地、農業振興地域内の10a未満の自作地、減少部門以外の作物を栽培するための自作地は、農地中間管理機構に貸付けなくてもかまいません。

※令和3年度は、令和3年12月末までに要件を満たし申請があった場合に交付対象となります。

※令和4、5年は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合のみ交付対象となります。

※国の予算状況によっては、要望どおり交付できない場合があります。

※交付要件を満たさなくなった場合、返還となることがあります。

農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理事業を活用することで、農業者の費用負担を求めずに基盤整備が実施できる事業が創設されました。詳細な事業内容や実施要件等は、下記までお問い合わせください。

農地中間管理機構の出し手に対する税制措置

農地中間管理事業の活用状況等に応じて、当該農地が固定資産税の軽減・課税強化の対象になる場合があります。詳細な内容については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

機構集積協力金について

最寄りの県農林事務所農業振興課又は市町村担当課
県農政部農業経営課(TEL:058-272-1111(内線2888))

税制措置について

市町村担当課

農地中間管理機構関連農地整備事業について

県農林事務所農地整備課又は市町村担当課
岐阜県土地改良事業団体連合会

<2>集約化タイプ

【交付要件】

以下のいずれかの要件を満たす必要があります。
(事業実施年度の翌々年度まで)

①地域の農地面積に占める担い手の1ha以上(中山間地及び樹園地は0.5ha以上)の団地面積の割合が20ポイント以上増加

②既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均面積が1.5倍以上に増加

【交付単価】

	機構の活用率	交付単価
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a
区分2	70%超	1.0万円/10a

計算式

$$\text{機構の活用率(累積)} = \frac{\text{機構への貸付総面積}}{\text{地域の農地面積}}$$

$$\text{交付対象面積} = \text{機構からの転貸面積}$$